

令和 8 年度 干害応急対策事業の運用方法について

○干害応急対策事業

水利施設管理強化事業特別型の活用が可能となるよう、現行の要綱要領を改正。

○水利施設管理強化事業特別型（渇水・高温対策）

表 1. 事業区分

事業名	干害応急対策事業	水利施設管理強化事業特別型 (渇水・高温対策)
対象者	市町、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業法人、共同施行者	
対象額	10 万円以上 500 万円以下	ハード：10 万円以上 500 万円以下 ソフト：1 万円以上 500 万円以下
対象期間	9 月 30 日まで	9 月 30 日まで
条件	今後の干害に備えて、引き続き利用できるものに係る工事及び引き続き管理する目的をもって行った購入に限る	
対象経費	表 2 のとおり	

表 2. 補助対象経費

事 業	経 費	補助率
干害応急対策事業	工事費（水路の掘削、井戸の掘削、動力線の架設、送水管の設置、揚水機場の設置その他用水確保のための工事（今後の干害に備えて、引き続き利用できるものに係る工事に限る。）に要した経費 機械器具費（揚水機（揚水機専用動力機を含む。）及び揚水機の附属部品の購入（今後の干害に備えて、引き続き管理する目的をもって行った購入に限る。）及び賃借に要した経費）	6 0 %
干害応急対策事業と水利施設管理強化事業の併用	渇水・高温対策のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用及び用水対策（渇水対策のための BCP の策定、井戸の設置、応急ポンプの設置・運転等、高温対策のための深水、昼間湛水・夜間落水、飽水等の水管理等）に要する費用	7 5 %
水利施設管理強化事業	揚水機の燃料費、水の運搬費、消防自動車活用に要した費用、水の購入費、給水車等調達・設置、揚水機等運転経費、番水等対応の人件費に要した経費	5 0 %